

多子世帯応援祝品等贈呈業務に係るプロポーザル実施要領

1 対象となる業務

多子世帯応援祝品等贈呈業務
(内容は別添仕様書のとおり)

2 契約上限額

112,905千円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 契約金額には、祝品のポイント利用分の代金費用92,800千円(1,160世帯×8万ポイント)を含む

3 質疑応答

企画提案書の作成・提出にあたり、質問がある場合は下記のとおりとする。

(1) 提出方法

- ・持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和8年4月8日(水)午後5時(必着)

(4) 提出書類

任意様式とし、質問事項のほか、質問者の会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記入すること。

(5) 回答

令和8年4月15日(水)午後5時までに、県こども政策課ウェブサイトに掲載する。

4 応募資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、業務の委託の大分類「07 企画・制作」、小分類「08 ホームページ作成」及び「大分類 99 その他」、小分類「14 総務事務業務」について、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) この手続の開始の日から企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 参加表明書の提出

提案者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で着信の確認を行うこと。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時(必着)

(4) 提出書類

所定の様式により、提出すること。

6 企画提案書等の提出

提案者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送すること。
- ・持参による提出の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・郵送による提出の場合、提出期限までに必着させること。
- ・企画提案書等を提出する場合は、必ず項番5の参加表明書を提出すること。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和8年5月7日(木)午後5時(必着)

(4) 提出書類

ア 企画提案書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・A4判（一部A3判を折り曲げ可）とし、ページ番号を挿入すること。
- ・製本やホッチキス留めはせず、ダブルクリップ等で留めること。

イ 提案見積書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・宛名は「山口県知事」とすること。
- ・システムの開発に係る費用（労務費）の見積もりについては、「1式」見積ではなく、工程明細単位で「単価（人日/円）×工数（人日）」又「単価（人月/円）×工数（人月）」までを示すこと。
- ・祝品のポイント利用分の代金費用92,800千円（1,160世帯×8万ポイント）を含むこと。
- ・見積書には税抜・税込を明記し、税込の見積総額が項番2に記載した金額を超えないこと。

ウ 会社概要

- ・提案者の所在地、資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるものを、7部提出すること。（パンフレット等既存のものを想定）

(5) 企画提案書の記載内容

仕様書を熟読の上、下記の項目について簡潔に取りまとめること。

①本業務についての考え方、実施方針

②贈呈サイトのイメージ

③祝品の内容

- ・具体的な商品の例をあげるなどして提案すること
- ・幅広い価格帯から十分な数の商品等が揃っていること、子育て家庭に喜ばれるような魅力的な商品等が揃っていること、全てのポイントを使い切れるような商品設定となっていること、山口県ゆかりの品等が揃っていることなどが読み取れる内容とすること

④事業の実施方法・手法

- ・対象者へのギフトカード等の発送から商品等の申込受付・発送までの流れを示すこと
- ・印刷物（ギフトカード等、パンフレット）のデザインイメージを提案すること
- ・利用者からの問い合わせへの対応方法を提案すること
- ・インターネット環境の無い方からの申込受付方法を提案すること

⑤業務の実施体制

- ・本業務の実施体制（組織図、体制図等を記載すること）
※総括管理責任者及び進行管理者を置いてください
- ・各担当者とその役割、各担当の適性や経歴、能力等を示すこと

⑥個人情報の取扱、不正利用対策等

⑦本業務のスケジュール

7 審査

(1) 審査方法

- ・審査は企画提案書の内容を基に、審査基準に従い、別途設置する審査委員会において行う。
- ・審査委員は、審査基準に従い書類審査と採点を行い、各審査委員の採点の合計点が最も高かったものを最優秀提案者として決定する。
- ・なお、見積金額が予算限度額を超える場合、審査は行わない。
- ・企画提案書の提出者が1者の場合であっても、最低基準点を設定の上、審査を行うものとする。
- ・また、最高得点者2者以上の場合（同点の場合）、審査委員により同得点者の決選投票を行うものとする。

(2) 審査基準

総評価点を150点とし、評価項目及び配点は下記のとおりとする。

ア 基本的な事項（20点）

- ・総合的に本事業の目的及び内容等の理解度が高く、仕様書を踏まえ、目的を達成するための提案がされているか。（20点）

イ 企画内容に関する事項（80点）

○贈呈サイト作成（35点）

- ・本事業の趣旨に沿った魅力的なデザインであり、パソコン、スマートフォンどちらの利用者にとっても見やすく、使いやすいものとなっているか。（20点）
- ・祝品を選ぶにあたってカテゴリ分けをするなど、時間がない利用者でも希望する商品にたどりつきやすい工夫がされているか。（10点）
- ・二重支給や不正利用等の防止がとられているか。（5点）

○祝品等贈呈サイト掲載商品等（40点）

- ・本事業の趣旨を理解し、多子世帯の多様なニーズに応えられるよう、幅広い価格帯から十分な数の商品等が提案されているか。（10点）
- ・子育て家庭に喜ばれるような商品等が提案されているか。（10点）
- ・ポイントが全て使いきれられるような商品及び設定ポイントが提案されているか。（10点）

- ・山口県ゆかりの品は子育て家庭にとって魅力的な商品が取り揃えられているか。(5点)
- ・設定ポイントが市場価格と比して高額となっていないか。また、調達コストの削減策が具体的に示されているか。(5点)

○ギフトカード等印刷部の作成(5点)

- ・特別感のあるデザインとなっているか。(5点)

ウ 業務の実施体制に関する事項(40点)

- ・申込みに対して迅速に対応する体制が整えられているか(申込みから概ね1カ月以内に発送完了すること)。(10点)
- ・事業の安定的・継続的な実施体制がとられているか。(10点)
- ・問い合わせやクレームへの対応が適切にできる体制となっているか。(10点)
- ・利用者の個人情報の適切な管理、保護、不正利用防止対策がとられているか。(10点)

エ 業務のスケジュールに関する事項(5点)

- ・業務のスケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。(5点)

オ 見積に関する事項(5点)

- ・所要経費の算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。(5点)

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、審査終了後に企画提案書を提出した者全員に通知する。
- ・審査結果の通知は、令和8年5月中旬頃とする。

8 契約の締結

- ・県は、最優秀提案者と業務履行に必要な具体的な協議を行うものとする。
- ・協議が整った場合は、最優秀提案者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。
- ・なお、協議が不調なときは、評価値が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

9 その他

(1) 企画提案書の作成費用

作成に要するすべての費用は提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。提出後の差し替え、変更、訂正は認めない。

(3) 失格行為

提案者に以下の行為があった場合は失格とし、審査対象から除外する。

- ・企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 業務内容の修正等

採択された企画提案の内容を基本とするが、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。

(5) 資格審査の申請

この手続の開始後に、項番4(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年4月9日(木)午後5時までに、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

10 書類提出先及び問い合わせ先

山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課 担当 兼石

所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話 083-933-2754

FAX 083-933-2759

電子メール kodomo-s01@pref.yamaguchi.lg.jp